

居宅介護支援重要事項説明書

(令和 6年 4月 1日 現在)

1 事業の目的

この事業は、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

2 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地、指定番号、実施地域

事業所名	蕨指定居宅介護支援センター
所在地	埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号 蕨市総合社会福祉センター内
介護保険指定番号	居宅介護支援(埼玉県 1171400524 号)
事業の実施地域	通常の事業の実施地域は、蕨市の区域とします

(2) 同事業所の職員体制

職種		業務内容
管理者	1人	事業所の従業者の管理及び業務の実施状況等の把握
介護支援専門員	5人以上	居宅介護支援業務を行い、要介護の能力に応じた自立生活を営むことができるよう必要な支援を行う(一人当たりの担当利用者数は44名を目安とする)
事務員	1人	居宅介護支援事業に必要な事務の履行

(3) 営業日及び営業時間等

- ① 営業日 月曜日から日曜日
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時
- ③ その他 電話等により、24時間常時連絡ができます。
電話 432-6821 FAX 441-5405

3 居宅介護支援の内容

- (1) 介護支援専門員が居宅を訪問して現在の心身の状態及び環境等を調査し、どんなサービスが必要かを明らかにします。
- (2) 利用者及び家族の希望を取り入れて、介護サービス計画の原案を作成します。
- (3) サービス担当者会議を開催し、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
- (4) 最終的な介護サービス計画を作成します。
- (5) 介護サービス計画に基づいて、介護サービスを実施します。
- (6) 居宅介護支援に係る事業所の義務について
 - ・提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に担当のケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先に伝えるよう求めます。
 - ・利用者が医療系サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等に意見を求めます。その主治医に対し介護サービス計画を交付します。
 - ・訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や、服薬状況等必要と感じた情報をケアマネジャーから主治医に伝達します。
 - ・計画の作成にあたり利用者から複数の事業所等の紹介を求めること、事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- (7) 事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、要介護度に応じて所定の金額を支払っていただきますが、後日、当事業所が発行するサービス提供証明書を市役所の窓口へ提出すれば、全額支払を受けることができます。

5 運営の方針

- (1) 当事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた日常生活を営むことができるよう援助をします。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6 秘密保持

介護支援専門員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことはいたしません。この守秘義務は、契約終了後並びにその担当者がその職を離れた後も同様です。

7 緊急時の対応

居宅介護支援の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

8 その他の重要事項

(1) 個人情報の保護について

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。また、事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の同意を得るものとします。

(2) 衛生管理等について

感染症の予防及びまん延の防止対策として、事業所内の衛生管理、訪問時等における衛生管理を行います。

(3) 虐待の防止について

虐待の発生または再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的開催します。また職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

(4) 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時における、非常時の体制で早期に業務再開を図るための事業継続計画を策定します。

(5) 身体拘束等の原則禁止について

身体拘束の適正化として、原則として利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体を拘束する場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明と同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由について記録を行います。

(6) ハラスメントの防止について

事業所は職場におけるハラスメントの防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。また、利用者が当事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為には、「ハラスメント防止のための指針」（別紙）に基づき、必要な措置を講じます。

9 サービス内容に関する相談、苦情

- (1) 当事業所の居宅介護支援に関する相談、苦情や居宅サービスに基づいて提供している各サービスについての相談、苦情、虐待防止に関する相談には、迅速かつ適切に対応します。

蕨指定居宅介護支援センター

苦情受付担当：渡部 純子 虐待防止受付担当：菅原 ゆみ

身体拘束適正担当：菅原 ゆみ

苦情受付、虐待防止、身体拘束適正化責任者：三浦 康子

電話 048-432-6821

FAX 048-441-5405

- (2) 市役所の相談、苦情申立窓口

蕨市役所健康福祉部健康長寿課（介護保険係）

電話 048-433-7835（直通）

048-432-3200（蕨市役所代表）

- (3) 埼玉県国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談窓口 苦情対応係

電話 048-824-2568

- (4) 埼玉県社会福祉協議会

運営適正化委員会事務局 相談専用窓口

電話 048-822-1243

- (5) 蕨市社会福祉協議会苦情解決第三者委員

元行政職員 増山 富美男

電話 048-442-8543

民生委員 小畑 正子

電話 048-445-9491

当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人蕨市社会福祉協議会
代表者・役職名 会長 下村 純久
所在地・電話番号 埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号
048-443-6051
指定事業種名(介護保険) 居宅介護支援事業
訪問介護事業
訪問看護事業

令和 年 月 日

介護保険法に基づく居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者 蕨指定居宅介護支援センター

介護支援専門員

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

署名代筆者 住所

氏名

印